

3 階直結給水実施基準書

津 山 市 水 道 局

平成 2 8 年 1 1 月 1 日

目 次

1．実施基準書

- (1) 3 階直結給水実施基準書 1 - 1
- (2) 3 階直結給水の条件表 1 - 3

2．様式一覧

- (1) 様式 1 3 階直結給水事前協議書 2 - 1
- (2) 様式 2 3 階直結給水事前協議承認（不承認）通知書 2 - 2
- (3) 様式 3 誓約書 2 - 3
- (4) 配水管水压測定依頼書 2 - 4
- (5) 3 階直結直圧給水既設給水設備チェックシート 2 - 5

3 階直結給水実施基準書

1 . 趣旨

この基準は、津山市水道給水装置施工基準規程第 7 条第 2 項のただしがきの規定により、3 階建て建築物に直結式給水を認める場合の基準その他必要な事項を定めるものとする。

2 . 事前協議

- (1) 3 階直結給水を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、3 階直結給水事前協議書(様式 1)に必要書類を添付して津山市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出し、協議しなければならない。
但し、水圧測定報告書は、水道局が申請地に最も近い消火栓から連続 7 2 時間以上の水圧調査を行った結果報告を添付するものとする。
- (2) 管理者は、前項の事前協議により、直結給水の可否を決定し、3 階直結給水事前協議承認(不承認)通知書(様式 2)により、該当申請者に通知するものとする。
- (3) 前項の規定により、3 階直結給水の承認を受けた者は、津山市水道条例第 5 条第 1 項に規定する給水装置の新設等の申込みの際に、誓約書(様式 3)を添付しなければならない。

3 . 適用要件

(1) 対象地域

津山市上水道区域内で、配水管の最小動水圧が、0.25 MPa 以上を将来にわたって確保でき、口径 75 mm 以上の配水管等が布設されている地域とする。

(2) 対象建築物

専用住宅

一世帯又は、複数世帯で居住用に供する建築物

兼用住宅

居住用に供する部分と、店舗用に供する部分を併用した建築物

集合住宅

専用住宅を集合した建築物

事務所ビル

居住用に供しない、事務所のみの建築物

その他 3 階建てで、直結給水が適当と判断される建築物

(3) 適用除外建築物

常時一定の水圧・水量を必要とする建築物、一時的に多量の水を必要とする建築物等。

断水又は減水時でも一定量の保安水を必要とする建築物等。

毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取扱い、これらを製造、加工又は貯蔵を行う工場、事業所、研究所等。

(4) 給水管の口径

配水管から分岐する給水管の口径は、20 mm 以上 50 mm 以下であること。ただし、配水管口径の2段落ち以下とする。

(5) メーターの口径及び設置位置

各戸ごとに設置するメーターの口径は、20 mm 以上 50 mm 以下とする。ただし、同時使用給水量が少なく給水管の口径が13 mm で水理計算が成り立つ場合はこの限りでない。メーターの設置位置については、1階とする。

(6) 給水器具を設置する際の高さ制限

配水管の敷設されている分岐位置道路面より8.5 m以下とする。

(7) その他の条件

3階に給水する水道メーター2次側に逆流防止装置を設置すること。

3階屋上へ給水用具を設置してはならない。

瞬間湯沸器等水圧の必要な給水器具を設置する場合は、水理計算により0.05 MPa 以上確保すること。

その他の条件については、別紙条件表による。

4. 設計水圧

3階直結給水にかかる給水装置の設計水圧は、配水管からの最低必要動水圧0.25 MPa とする。

5. 給水装置所有者等変更の届出

給水装置の所有者等に変更があったときは、津山市水道条例施行規定第14条に規定する所有者等変更の届出及び誓約書（様式3）を、速やかに管理者に届け出なければならない。

6. 既設受水槽から直結給水への変更

既存建築物において、受水槽方式から直結給水へ切り替えを希望する者は、別紙協議書により協議を行い、この実施基準に適合するものは変更を認めるものとする。

附 則

この基準は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 2 8 年 11 月 1 日 3 号 1 項

様式 1 (3 階直結給水関係)

3 階直結給水事前協議書

平成 年 月 日

津 山 市 長 殿

申請者 住 所

氏 名 (印)

下記のとおり、3 階建て建築物へ直結給水したいので、事前協議を申請します。

記

- 1 . 設 置 場 所 津山市
- 2 . 給水装置工事申込予定日 平成 年 月 日
- 3 . 指 定 工 事 店 名
担当者
- 4 . 建築物及び給水装置の概要

工 事 種 別	新 設 ・ 改 造 (装置番号)		
建 物 種 別	専 用 住 宅 ・ 併 用 住 宅 ・ 集 合 住 宅 (戸) 事務所ビル (戸) ・ その他 ()		
給水器具 (管) の最大高	分岐位置道路面より m		
配水管の最小動水圧	MP a (kg / cm ²)		
3 階部分に給水するメーター	口径 mm 個	口径 mm 個	
3 階部分以外に給水するメーター	口径 mm 個	口径 mm 個	
取 り 出 し 口 径	配水管等 mm	給水管 mm	
予 定 使 用 水 量	1 時間当たり m ³ /時	1 日当たり m ³ /日	

5 . 添付書類

位置図 (水圧測定位置を明記) ・ 給水配管図 (平面図、立面図) ・ 水理計算書
水圧測定報告書 ・ 建築設計図 ・ 既設給水設備チェックシート (改造時)
その他必要とする図面等

6 . その他特記事項

協議内容に変更が生じた場合は、給水装置工事申込書を提出するまでに再協議すること。

様式 2 (3 階直結給水関係)

津水水第 号
平成 年 月 日

3 階直結給水事前協議承認 (不承認) 通知書

殿

津山市長 宮 地 昭 範
(津山市水道局水道施設課扱い)

平成 年 月 日付けで申請がありました、津山市 の

3 階直結給水については、審査の結果以下のとおりとなりましたので通知します。

☐ 承 認

事前協議における協議内容を遵守することを条件として承認します。
なお、給水装置工事申込書に、この通知書の写しを添付してください。

☐ 不承認

次の理由により不承認とします。

様式 3 (3 階直結給水関係)

誓 約 書

平成 年 月 日

津 山 市 長 殿

申請者 (給水装置の所有者)

住所

氏名

㊞

3 階直結給水装置の設置場所

津山市

装置番号

3 階建て建築物への直結給水について、下記の条件を誓約します。

記

- 1 . 給配水管の漏水等による事故等及び水道施設の工事等に伴う断水又は水压低下に伴う出水不良時には、全面的に貴水道局に協力し、苦情は、一切申し上げません。
- 2 . 上記の理由による出水不良若しくは断水又は給水装置の使用形態の変更 (専用住宅から店舗等へ変更) により、当方の給水に支障を来たすときは、自費で受水槽等の設備を設置します。
- 3 . 3 階部分の部屋を賃貸する場合には、本給水装置は上記の条件付であることを賃借人に熟知させ、3 階部分での断水や、水压低下に伴う出水不良が生じたときの賃借人の苦情等は、当方が責任を持って処理し、貴水道局には、一切ご迷惑をかけません。
- 4 . 本給水装置の所有者を変更する時は、上記事項について譲渡人に継承するとともに、新所有者より貴水道局へ所有者変更届及び誓約書 (様式 3) を提出させます。

平成 年 月 日

津 山 市 長 殿

申 請 者
住 所

氏 名 ⑩
連絡先 TEL () -

配水管の水圧測定について（依頼）

下記の工事場所において給水を予定しています。つきましては、給水装置の設計を行うため配水管の水圧を測定し、設計水圧の決定をお願いします。

記

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 工 事 場 所 | 津 山 市 |
| 2 | 分 岐 す る 配 水 管 | |
| 3 | 依 頼 目 的 | |
| 4 | 予 定 給 水 方 式 | (ア)直結式 直 圧 式 ・ 3階直圧
(イ)受水槽式
(ウ)併用式 直 圧 式 ・ 受水槽式 |
| 5 | 添 付 書 類 | 位 置 図 |
| 6 | そ の 他
(施設用途など) | |